（略）

（略）	（略）	（略）
（略）		
（略）		
		水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。
	Xの文字及びFの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。
	Xの文字の点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。
	Xの文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。

附　則

この省令は、平成三十年三月十五日から施行する。